

## 愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項） の増額または減額となる場合の運用について

平成 26 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 6 月 24 日 一部改定

令和 4 年 8 月 1 日 一部改定

令和 5 年 5 月 1 日 一部改定

### (1) 共通事項

#### 1) 単品スライド条項について

- ▶ 「単品スライド」とは、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置であり、請負者から本条項に基づく請求があった場合は、本運用に則りスライド額を算定するものとする。  
なお、スライド額が減額となる場合については発注者発議となるため、物価の動向を注視し、対象材料の価格が対象工事費（「(1)-4)対象工事費の考え方」参照）の 1%以上変動していると判断される場合には、すみやかに請求手続きを開始するものとする。

#### 2) 対象工事

- ・以下の条件を全て満たした工事を単品スライド条項の適用対象工事とする。
- ▶ 対象材料の価格が対象工事費の 1%以上変動している工事。
- ▶ 請負者から決められた請求期間（「(2)-3)請求等手続き」参照）に請求があった工事、又は、本条項の適用により減額となる場合で発注者が請求する工事。

#### 3) 対象材料

- ▶ 対象材料は、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料とする。
- ▶ 材料品目類ごとの増額（減額）分が対象工事費の 1%を超える品目のみ対象とする。（例。「鋼材類」の変動額が対象工事費の 1.5%、「燃料油」の変動額が 0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となる。）
- ▶ 対象材料を使用し、市場単価を用いて積算している工種において、対象材料に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。  
ただし、材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。
- ▶ 品目類の分類は、以下を目安とする。

品目類	材料名等（例）
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
鋼材類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H形鋼、異形棒鋼、橋梁用厚鋼板、鋼矢板、鋼管杭、スクラップ</li> <li>・ 鉄鋼二次製品（ロックボルト、ナット等）</li> <li>・ 鋼材から加工された資材（ガードレール、照明柱、グレーチング、PC 鋼より線、铸铁管、タイロッド、ライナープレート等）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。(鋼矢板(賃料)、鋼矢板(不足分弁償金)等)</li> <li>※非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は対象外とする。</li> </ul>
アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト
コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

#### 4) 対象工事費の考え方

- 「対象工事費」とは部分払い済の出来高部分等を単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費(請負代金額)から除いたものとする。(既済部分検査(出来形検査)済部分は対象外となる。)なお、部分払い時の支払額は、出来高部分の9割であり、「部分払い時の支払額=部分払い済の出来高部分」ではないので注意すること。  
ただし、既済部分検査(出来形検査)実施前に単品スライドの請求があったときは、出来形検査部分についても適用対象とする。
- 通常の単年度工事(部分払いなし)の場合は、「対象工事費」=「単品スライド条項適用前の最終の請負代金額」となる。

#### 5) 対象数量の考え方

- 原則として、発注者の設計数量(ロス分を含む)を対象とする。
- 燃料油以外の対象材料において、請負者の証明数量が設計数量(ロス分を含む)以下となる場合は、証明数量を対象数量とする。なお、請負者の証明数量が設計数量(ロス分を除く)より少ない場合は、対象材料とはならない。  
ただし、設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載が無い場合は、発注者の設計数量(ロス分を含む)と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。

#### 【証明された数量と対象数量の考え方(設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載がある場合)】

証明数量 < 設計数量(ロス分を除く) → 当該材料は対象材料とならない
設計数量(ロス分を除く) ≤ 証明数量 ≤ 設計数量(ロス分を含む) → 対象数量は証明数量
設計数量(ロス分を含む) < 証明数量 → 対象数量は設計数量(ロス分を含む)

- 注) 設計数量(ロス分を除く): 数量総括表や図面等に記載されているロスを含まない数量  
 設計数量(ロス分を含む): ロス分を含む積算上の数量  
 証明数量: 請負者から証明された数量

#### 【証明された数量と対象数量の考え方(設計図書に設計数量(ロス分を除く)の記載が無い場合)】

証明数量 ≤ 設計数量(ロス分を含む) → 対象数量は証明数量
設計数量(ロス分を含む) < 証明数量 → 対象数量は設計数量(ロス分を含む)

- 注) 設計数量(ロス分を含む): ロス分を含む積算上の数量  
 証明数量: 請負者から証明された数量

- ▶ 任意仮設については、請負者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類等の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。任意仮設について請負者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類等についてその設計数量を対象数量とする。(例. 設計は鋼矢板Ⅲ型 10 t だが、施工は鋼矢板Ⅳ型 11t の場合、鋼矢板Ⅲ型 10 t が対象となる。)
- ▶ 性能規定での発注や材料承諾した場合等、発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが異なる場合は、発注者が想定した材料についてその設計数量を対象数量とする。
- ▶ 燃料油は、発注者の設計数量を対象とする。(土木工事の場合、この設計数量は、土木積算システムの「機労材集計リスト」の数量として良い。)
- ▶ 燃料油においては、購入時期、購入金額など証明できなくても、発注者の設計数量を対象数量とすることができる。
- ▶ 既済部分について出来高部分払い等を行っている場合は、その出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。(ただし、既済部分検査(出来形検査)実施前に単品スライドの請求があった場合はその部分は対象とする。)

#### 6) 変動前の実勢単価の決定方法

- ▶ 変動前の実勢単価は、設計時点における単価とする。  
設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とし、設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とする。

#### 7) 変動後の実勢単価の決定方法

##### ア) ■ 変動後の実勢単価の決定方法

優先順位	変動前(設計時点)の単価決定方法	変動後の実勢単価(スライド単価)決定方法
1	県「設計単価表」	当該月の県「設計単価表」※ <sup>1</sup>
2	物価資料	当該月の物価資料
3	個別特別調査	「請負者の購入価格」※ <sup>2</sup>
4	見積り	

※<sup>1</sup>：毎月調査を行っていない資材の調査月以外における実勢単価は、前後調査月の単価を平均した単価とする。

※<sup>2</sup>：燃料油以外の対象材料において、物価資料に掲載されていない材料は、「請負者の購入価格」を実勢単価とするが、必要に応じ、類似品の価格比較など購入価格の妥当性を確認すること。なお、発注者発議(減額)の場合、過去の価格に遡って個別特別調査や見積もりを実施することが困難であることから、変動後の実勢単価は設計時点の単価としてよい。

イ) ■品目類毎の変動後の実勢単価の算定（物価資料により決定する場合）

・鋼材類

- 鋼材類の変動後の実勢単価は、原則として、対象材料が現場（又は工場）に搬入された月の物価資料の単価とする。（例．搬入が8月の場合、物価資料8月号）なお、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価とする。

ただし、発注者発議（減額）の場合、変動後の実勢単価は、施工計画書に定められている実施工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の物価資料の単価とし、対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の物価資料の単価を平均した単価とする。

【考え方】

鋼材類の場合、請負者の購入契約は搬入月の1ヶ月以上前に完了しており、その結果は現場（又は工場）に搬入された月と同月の物価資料に実勢単価として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)	-----	←→ 現場搬入
資材調達 (店売り)		● 契約 (価格決定)	←→ 現場搬入
価格調査 の流れ	┌-----┐ 調査期間	└-----┘	8月号

- リース契約の鋼材類の変動後の実勢単価は、一度リース契約を結んだものについて契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の物価資料の単価とする。なお、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均して算出した単価とする。
- 橋梁厚鋼板、建築工事などロス分について、スクラップ等で売却する金額も、適切に処理する。

・燃料油

- 燃料油については、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までに購入したものとし、その実勢単価の平均とする。
- 燃料油の変動後の実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の単価とする。（例．契約工期が平成25年4月から11月の場合は、物価資料6月号から10月号の平均単価を用いる。）

**【考え方】**

燃料油は鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料に実勢単価として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達	契約 (価格決定)	現場搬入	
価格調査 の流れ	調査期間		8月号

**・アスファルト類、コンクリート類**

- アスファルト類、コンクリート類の対象材料の変動後の実勢単価は、原則として、対象材料が現場（又は工場）に搬入された月の翌月の物価資料の単価とする。（例、搬入が8月の場合、物価資料9月号）なお、複数の月に対象材料が搬入された場合については、月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した単価とする。

ただし、発注者発議（減額）の場合、変動後の実勢単価は、施工計画書に定められている実工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の翌月の物価資料の単価とし、対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の翌月の物価資料の単価を平均した単価とする。

**【考え方】**

燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料に実勢単価として掲載されている。

**・その他資材**

- 購入の状況等に応じ、鋼材類、アスファルト類、コンクリート類の取り扱いに準じる。

8) 請負者の実際の購入金額の算定方法

- 燃料油以外の対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、請負者の実際の購入金額とする。ただし、購入数量が対象数量以上の場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」とする。

**【考え方】**

対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は請負者が実際に購入した金額そのものとする。購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額とする。

- 橋梁厚鋼板、建築工事などロス分について、スクラップ等で売却する金額も、適切に処理する。

## 9) スクラップ控除が必要な場合の取扱い

① 橋梁上部工事（厚鋼板）や建築工事（鉄筋など鋼材）の積算においては、ロス分をスクラップとして売却（スクラップ控除）することになっており、スクラップも単品スライドの対象材料として売却金額の上昇（下降）分を計算に含め、変動額を適切に設定する必要がある。このため、以下のとおり取扱うものとする。

- 「請負者の実際の購入金額」は、スクラップ控除は考慮されていないため、「(2)-1【(3)-1】スライド額の算定方法」において、「変動後の実勢価格（スクラップ控除前）」と「実際の購入金額」を比較して安い【高い】方を採用し、そこからスクラップ控除する。
- 「スクラップ控除額」＝ {対象数量－設計数量（ロス除く）}×スクラップ率×「スクラップの実勢単価」×落札率
- 「スクラップの実勢単価」は、材料が現場（又は工場）に搬入された月の翌月の物価資料の単価とする。

② 鉄骨解体工事などのスクラップについては、契約の翌月から工期末の前月までに売却したものとし、その実勢単価の平均とする。なお、「スクラップの実勢単価」は、売却した月の翌月の物価資料の単価とする。

## 10) 変更設計書

① 変更設計書（金入り）は以下のとおりとする。

- 設計書（工事積算システム）  
工事費内訳表に「スライド額算定表」により算定したスライド額を「単品スライド増額（減額）分」として計上する。（未登録単価を作成、積上区分は「諸経費対象外」）する。
- スライド額算定表
- 様式2「対象資材報告書（燃料油以外）」（確定）
- 納品書、請求書、領収書（原本を返却した場合はコピー可）

② 契約変更協議書（金抜き変更設計書）は以下のとおりとする。

- 様式4「契約変更協議書」
- 様式4-1「対象材料内訳表」（監督員作成）
- 変更契約書（「特に定めた契約条件」添付）

なお、設計書等は添付しないが、請負者から内訳の説明を求められた場合は説明を行うものとする。

## 11) 公表

単品スライド条項により変更契約を締結した場合は、押印前の変更契約書の写しを1冊のファイルに綴り、閲覧に供するものとする。

## 1 2) 既済部分検査

既済部分検査（出来形検査）を実施する場合、出来形検査前に単品スライドの請求があった時は、出来形検査部分についても単品スライド条項の適用対象とする。なお、その場合でも原則として工期末に変更契約を行う。

## 1 3) 部分引き渡しに係る「指定部分」の取り扱い

部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、「(2)-3) 【(3)-3) 請求等手続き」にある「工期末」を「指定部分の工期末」と読み替えて、単品スライド請求を行う。

## (2) . 請負者発議（増額）の単品スライド

### 1) スライド額の算定方法

$$\text{スライド額 (S)} = \text{対象材料の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

対象材料の変動額 = 変動後の実勢価格 - 変動前の実勢価格

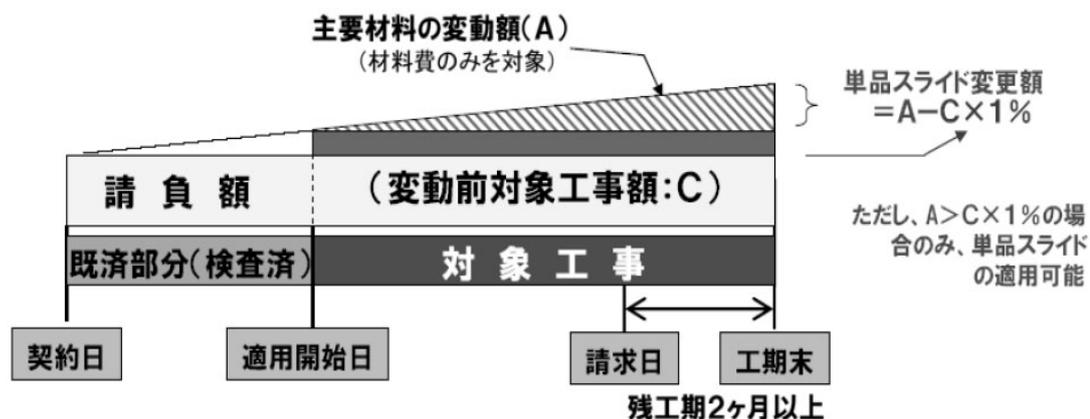
変動後の実勢価格 =  $\Sigma \{ (\text{変動後の実勢単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札率}) \}$

変動前の実勢価格 =  $\Sigma \{ (\text{設計時点の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率}) \}$

「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が安い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いる。

ただし、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が高い場合であっても、「請負者の実際の購入金額」を用いることを可能とする。なお、鋼材類については、特有の商慣行により「請負者の実際の購入金額」を示せない場合は、購入時期を証明できれば、「購入した月の物価資料の単価」を用いることを可能とする。

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行わない。



### 2) 請負者への確認事項

- 燃料油以外の対象材料は、原則として対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入金額を確認・証明できる納品書、請求書、領収書（以下「証明書類」という）、全ての提出を請負者に求めること（返却を求められた場合は原本を確認のうえ、コピーすること）。ただし、鋼材類など、ミルシートにより対象数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。なお、証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。（ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても、他の規格の材料まで対象材料としないという趣旨ではない）
- 仮設に対する請求があり、かつ、請負者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、請負者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- 燃料油は、証明書類の提出は必要ない。

- 下請企業等が購入している場合は、その企業の証明書類で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを確認すること。
- 複数の工事で合わせて材料を購入している場合、複数の工事全体で整合の取れた証明書類であれば問題ない。

3) 請負者が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合

- 請負者が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、請負者が提出する対象品目及び対象材料の記載された打合簿を受理する。
- 購入価格が適当な金額であることを証明する書類とは、原則、実際の購入先を除いた2社以上の見積りとし、見積りの提出は工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とする。見積りが徴収できない場合や購入先を含まない見積りが1社となる場合は、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
- 価格変動後の金額の算定は、以下の2段階により行う。

<第1段階>

- ・対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入価格が最も安価であることを確認する。実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料については、第2段階へ移行し、実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定する。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価(落札率を考慮)を比較し、実際の購入金額が実勢価格の単価(落札率を考慮)より+30%以内であれば妥当であるとし、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定する。+30%を超えている場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により証明書類の確認を行い妥当性を確認できれば実際の購入価格にて価格変動後の金額を算定するものとし、妥当性が確認できなければ、実勢価格によりスライド変動額を算定する。

(確認時の留意事項)

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価(落札率を考慮)は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
  - ・鋼材類:「現場に搬入された月」の物価資料の価格(落札率を考慮)
  - ・燃料油:「購入した月の翌月」の物価資料の価格(落札率を考慮)
  - ・その他主要な工事材料:鋼材類に準じる。ただし、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料は燃料油に準じる。

#### 4) 請求等手続き

- 請負者は工期末の2ヶ月前まで（ただし、年度末（工期末が2月15日以降）工事は12月15日まで）に様式1「単品スライド請求書」により請求を行う。
- 12月15日以降に契約する場合など前項の時期に請求が困難なときは、契約締結後、14日以内に請求できるものとする。
- 燃料油以外の対象材料においては、様式1と共に様式2「対象材料報告書」を提出する。
- 様式2「対象材料報告書」には、対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を証明できる納品書、請求書、領収書を添付する。  
ただし、請求時において、対象数量・購入価格等が未確定の場合、様式2は見込みにより提出するものとし、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出する。
- 契約担当者は、請求日から7日以内に協議開始の日を様式3「協議開始日通知書」により請負者に通知する。なお、「協議開始の日」は、原則、「工期末から45日前の日」とする。ただし、工事内容により対象数量の確定時期を考慮して「45日前」を「15日前」とすることができる。
- 単品スライド条項に基づく変更契約は、原則として、精算（通常の）変更契約後に行う。

### (3) . 発注者発議（減額）の単品スライド

#### 1) スライド額の算定方法

$$\text{スライド額 (S)} = \text{対象材料の変動額} + \text{対象工事費} \times 1\%$$

対象材料の変動額 = 変動後の実勢価格 - 変動前の実勢価格

変動後の実勢価格 =  $\Sigma \{ (\text{変動後の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率}) \}$

変動前の実勢価格 =  $\Sigma \{ (\text{設計時点の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率}) \}$

ただし、上記算式により発注者が算定したスライド額を示して請負者が異議を申し立てた場合であって、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が高い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いて、上記算式によりスライド額を算定する。

また、材料費の変動に伴う諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の変更は行わない。

#### 2) 請負者への確認事項

- ▶ 発注者が算定した燃料油以外の対象材料のスライド額に対し、請負者が異議を申し立てたときは、対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を確認・証明できる納品書、請求書、領収書等、全ての提出を請負者に求めること。（返却を求められた場合は原本を確認のうえ、コピーすること）ただし、鋼材類など、ミルシートにより対象数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。なお、証明書類が提出されない場合や提出された書類の確認ができない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ▶ 燃料油は、証明書類の提出を要しない。

#### 3) 請負者の異議により「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入価格」を用いる場合

- ▶ (2) 請負者発議（増額）の単品スライド3) と同様の取り扱いとする。

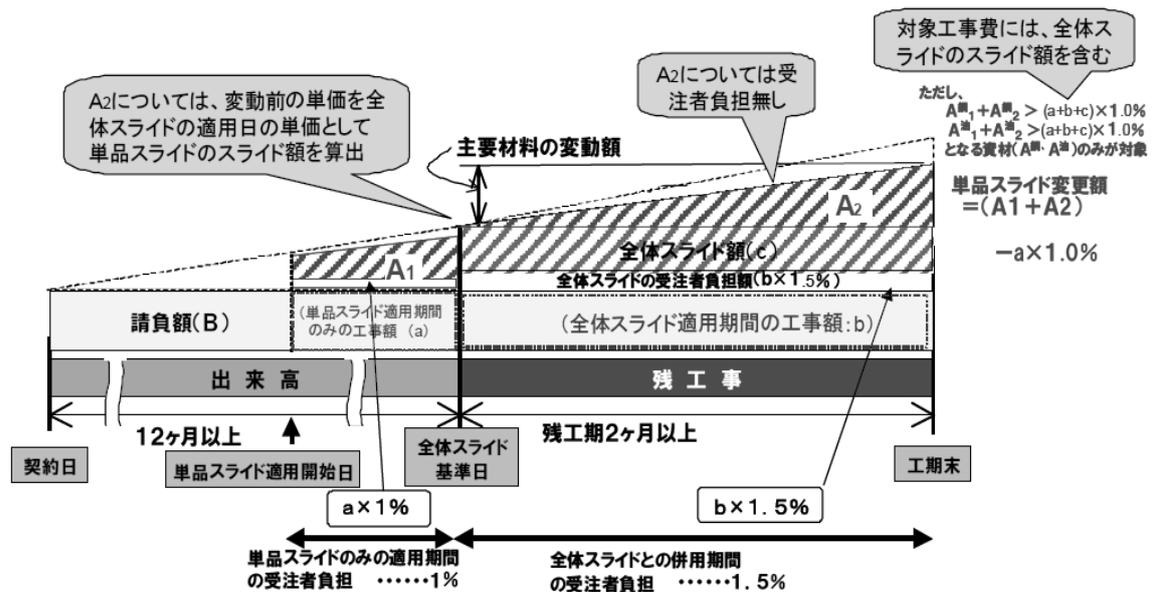
#### 4) 請求等手続き

- ▶ 発注者は、工期末の1ヶ月前までに様式1-2「単品スライド請求書」により請求を行う。
- ▶ 発注者は、請求時に発注者が算定したスライド額が確定している場合は、様式1-2「単品スライド請求書」にスライド額を記載し、様式4-1「対象材料内訳表」を添付する。ただし、請求時に発注者が算定したスライド額が確定していない場合は、様式1-3「スライド額通知書」に様式4-1「対象材料内訳表」を添付して協議開始日の14日前までに通知する。

- ▶ 請負者は、発注者が算定したスライド額及び対象材料に対し、異議のある場合、協議開始日までに様式2「対象材料報告書」を工事打合せ簿と共に、証明書類及び購入金額が適当であることを証明する書類を添付の上、提出する。ただし、燃料油については、様式2「対象材料報告書」及び証明書類の提出を要しない。
- ▶ 単品スライド条項に基づく変更契約は、原則として、精算（通常の）変更契約後に行う。

#### (4) . 全体スライド条項併用時の特例

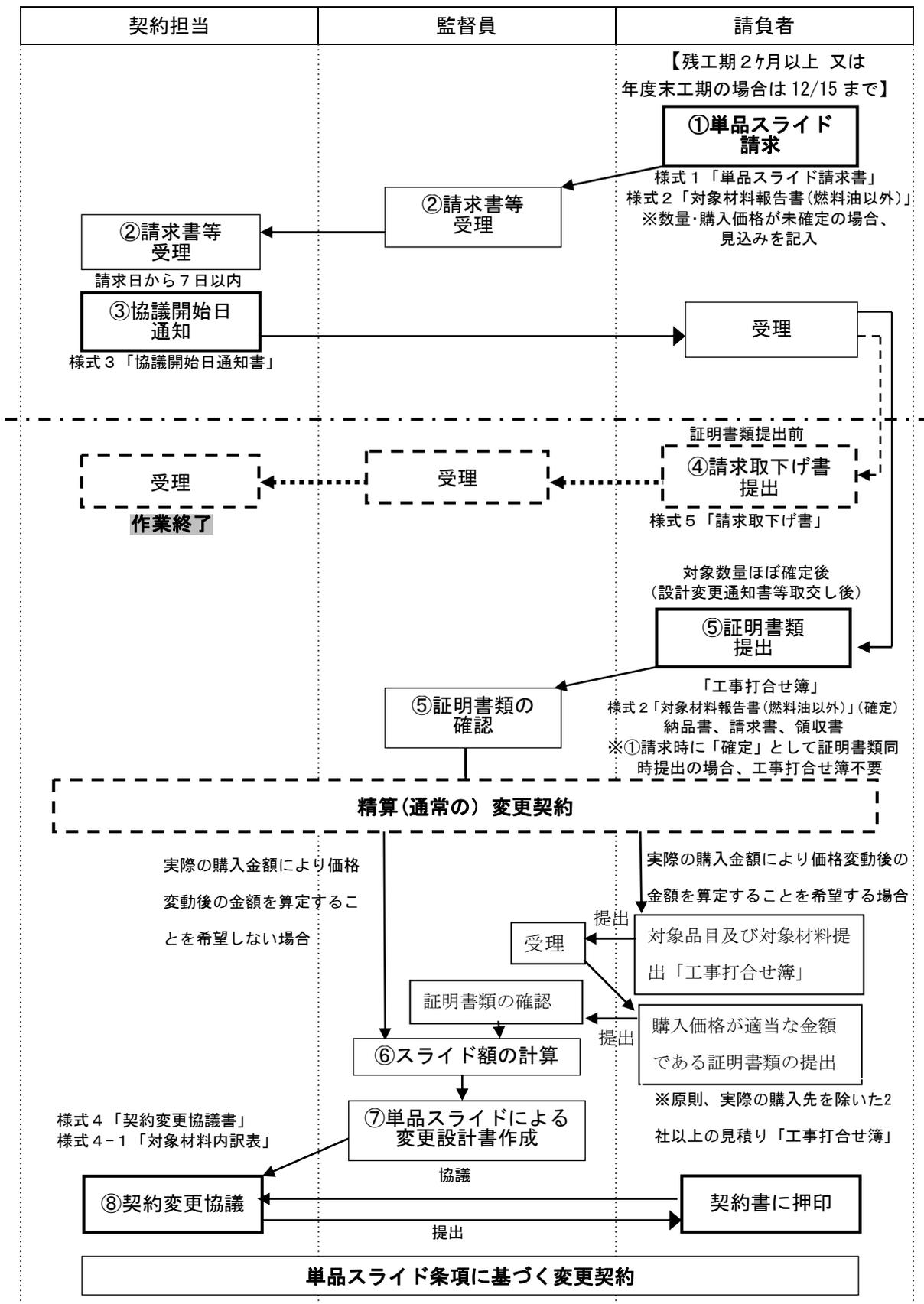
- ▶ 全体スライド条項によるスライド額を算出した上で、その対象とならない価格上昇を単品スライド条項で反映することができる。
- ▶ 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用い、単品スライド条項に係る請負者負担は求めない。なお、この場合、単品スライド条項に係る対象工事費は、全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の全体工事費（出来形検査済部分は対象外）となる。



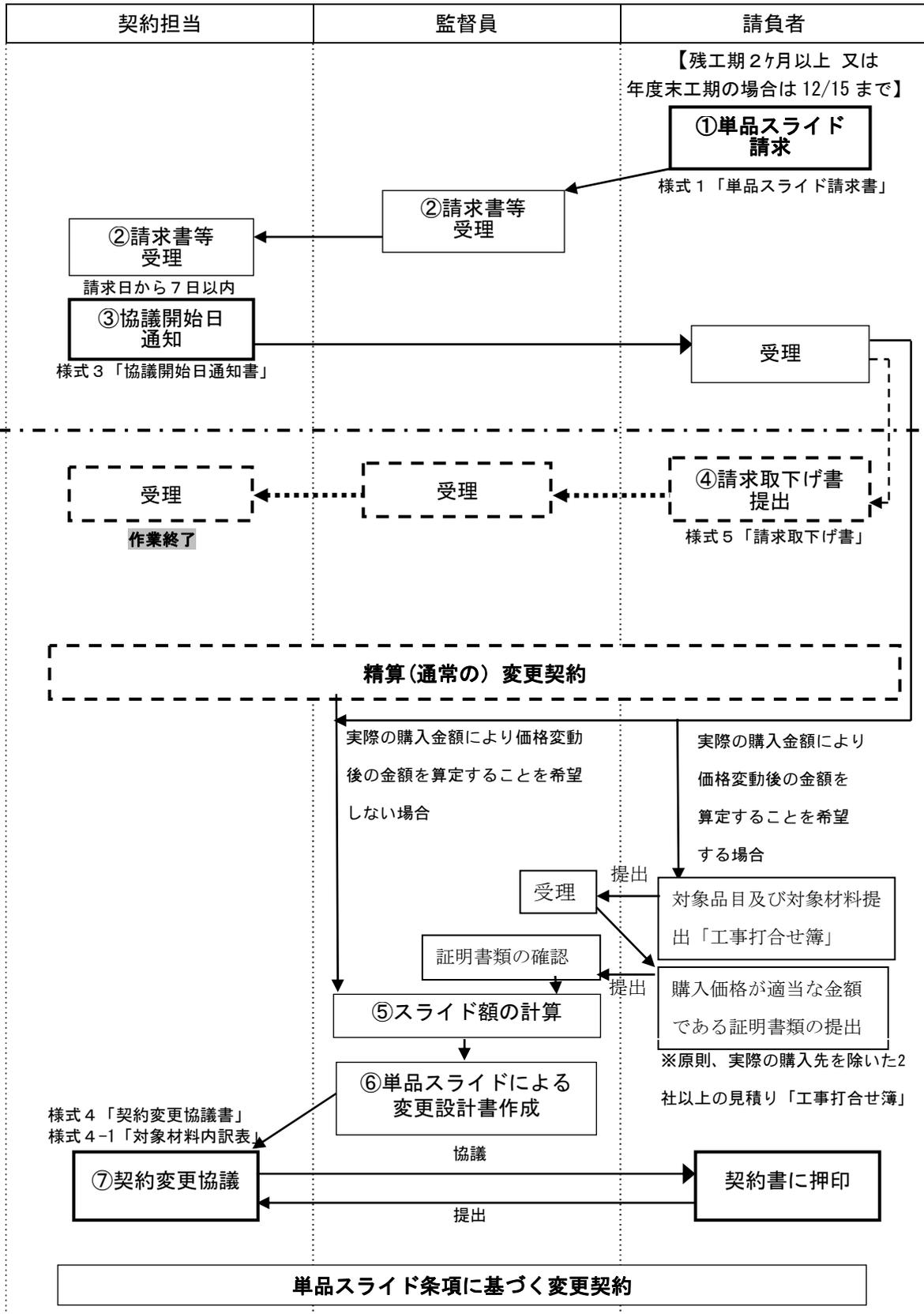
(5) . 適用手順

1) 請負者発議の場合

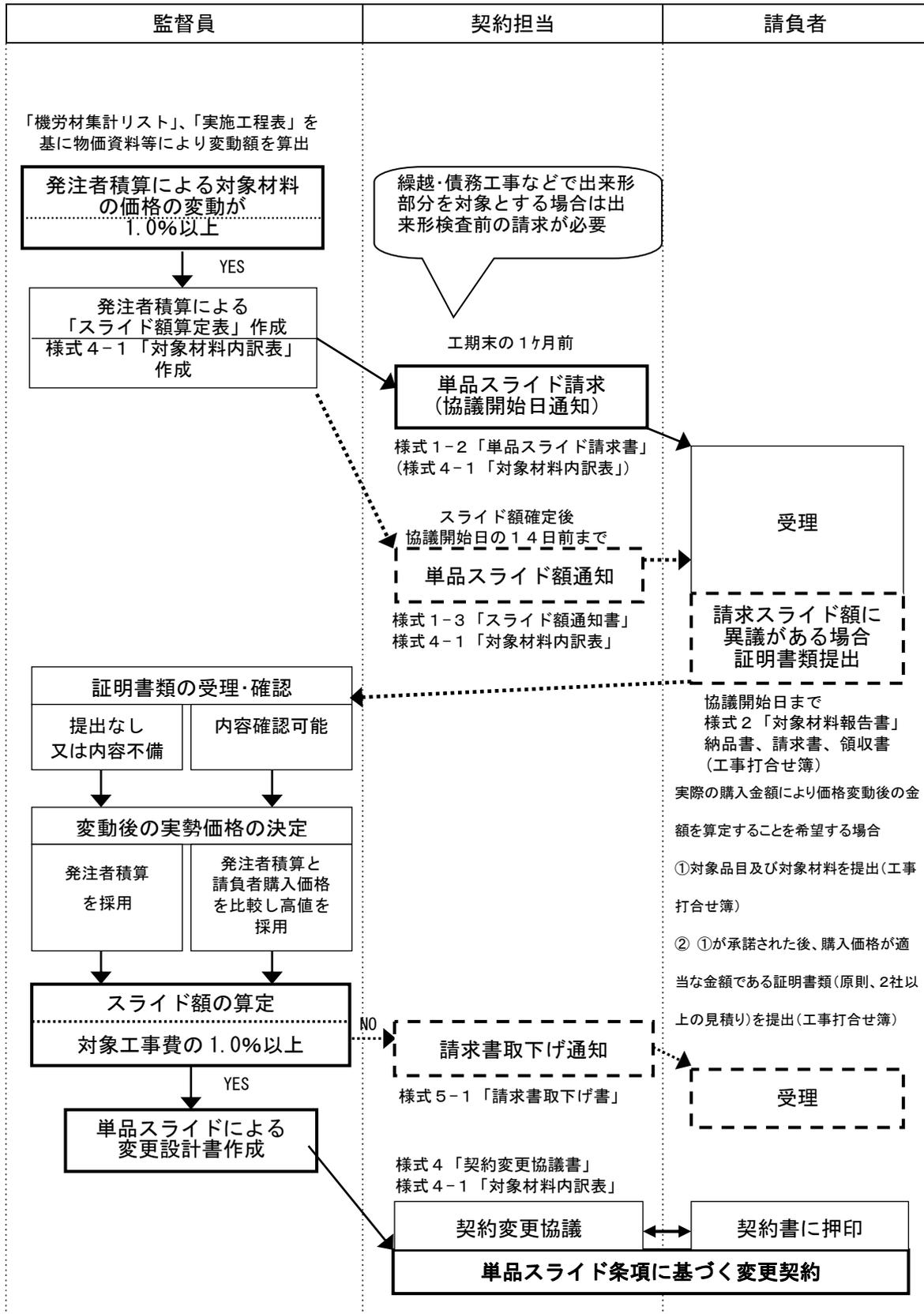
<燃料油以外>



<燃料油>



2) 発注者発議の場合



## (6) . 様式

### 1) 請負者発議の場合

請負者発議の場合の様式一覧および様式は以下の通り。

表 1 様式一覧

様式	提出書類名	提出者	受領者	時期・備考
1	単品スライド請求書	請負者	発注者 (監督員)	工期末の2ヶ月前 又は年度末工期の場合 12/15 までに提出
2	対象材料報告書 (燃料油以外)	請負者	発注者 (監督員)	「様式1」と同時に提出 (数量・購入価格が未確定の場合見込み可、確定後打合せ簿と共に再提出)
3	協議開始日通知書	発注者 (契約担当)	請負者	「様式1」の請求日から7日以内に通知
4	(単品スライド条項に基づく) 契約変更協議書	発注者 (契約担当)	請負者	協議開始日から14日以内
4-1	対象材料内訳表	発注者 (契約担当) 監督員作成	請負者	「様式4」に添付
5	(単品スライド) 請求書取下げ書	請負者	発注者 (監督員)	請負者が単品スライド条項適用外と判断した場合提出
	納品書、請求書、領収書	請負者	発注者 (監督員)	「様式2」(確定)に添付

※対象材料が燃料油のみの場合は、様式2ならびに納品書、請求書、領収書の提出は不要。

様式 1

年 月 日

企 業 庁 長  
[ 所 長 ]

請負者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔 名称及び  
代表者職氏名 〕 印

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 2 6 条第 5 項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

対 象 材 料



# 記載例

様式 2

## 対象材料報告書 (燃料油以外)

(見込み・確定)

工事名		平成 26 年度 橋梁整備工事										
路線等の名称		一般国道△△号(●●大橋)										
工事場所		■■市▲▲町地内										
請負者名		株式会社★★橋梁										
請負代金額(最終)		金 120,000,000 円(税抜き)				出来形検査済		0.00%				
		金 129,600,000 円(税込み)										
工期		平成 26 年 4 月 30 日～平成 27 年 2 月 20 日										
設計		材料購入報告						契約時想定		備考		
名称	規格		規格	搬入日	単位	数量	単価	金額 (円)	単価	金額 (円)		
厚鋼板 ガーダー用	SM520C	38<t≤50	49	H26.6.25	t	0.41	110,000	45,100	85,000	34,850		
			40	H26.6.25	t	0.30	110,000	33,000	85,000	25,500		
	SM490YB	25<t≤38	38	H26.8.1	t	2.70	115,000	310,500	80,000	216,000		
			36	H26.8.1	t	0.50	115,000	57,500	80,000	40,000		
			30	H26.8.1	t	0.77	115,000	88,550	80,000	61,600		
			26	H26.8.1	t	0.91	115,000	104,650	80,000	72,800		
	SM490YA	16<t≤25	18	H26.7.14	t	2.00	110,000	220,000	78,000	156,000		
			16		H26.6.25	t	40.00	105,000	4,200,000	78,000	3,120,000	
					H26.7.14	t	30.00	110,000	3,300,000	78,000	2,340,000	
					H26.7.14	t	15.00	110,000	1,650,000	78,000	1,170,000	
		小計			85.00	-	9,150,000	-	6,630,000			
SM400B	25<t≤38	20	H26.6.25	t	0.12	90,000	10,800	70,000	8,400			
		12	H26.6.25	t	0.07	90,000	6,300	70,000	4,900			
形鋼	SS400		H26.8.1	t	4.50	100,000	450,000	70,000	315,000			
高カトルシア ボルト	S10T	M20,22	H26.7.14	t	8.10	220,000	1,782,000	190,000	1,539,000			
ステンス ボルト・ナット	SUS304	M16×50	H26.7.14	組	80.00	150	12,000	120	9,600			
合計金額								12,270,400		9,113,650		

対象工事費(税抜き)	請負代金額×(1-出来形検査済部分)	120,000,000	(円)
想定スライド額(税抜き)	(購入価格-契約時想定価格)-対象工事費×1%	1,956,750	(円)
想定スライド額(税込み)	想定スライド額(税抜き)×1.10	2,152,425	(円)

発注者発議の場合は“+”

### 留意事項

- 1) 搬入日、購入数量、購入単価等を確認できる証明資料(納品書、請求書、領収書等)を添付の上、提出すること。  
ただし、「見込み」で提出する場合は除く。
- 2) 対象数量・購入価格等が未確定の場合、「見込み」で提出し、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出すること。
- 3) 対象材料は、品目、搬入日及び購入単価毎にまとめること。
- 4) 対象としたい材料のみ記載すること。
- 5) 1)の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、単品スライド条項の対象材料とならない。

様式3

第 号  
年 月 日

様

企 業 庁 長 印  
[ 所 長 ]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについては、下記のとおり協議開始日を定めたので、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、通知します。

なお、当該請負代金額の変更については、当該工事に係る主要な工事材料の変動額が請負代金額の1000分の10を超える額について行うものとします。

また、請負代金の変更額の算定に必要な資料の提出については、監督員から別途指示します。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

協 議 開 始 日 年 月 日

担 当  
電 話

様式4

第 号  
年 月 日

様

企業庁長 印  
[ 所 長 ]

契約内容の変更について（協議）

年 月 日付けで契約した下記工事について、別添の変更契約書のとおり契約内容を変更したいので、協議します。

なお、ご異議のない場合は、変更契約書に押印のうえ、1部提出してください。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

担 当  
電 話

## 特に定めた契約条件

この変更契約は、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づき、請負代金額を変更するものである。



様式 5

年 月 日

企 業 庁 長  
[ 所 長 ]

請負者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔 名称及び  
代表者職氏名 〕 印

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（取下げ）

年 月 日付けで行った愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 2 6 条第 5 項の規定に基づく請求については、取り下げます。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

2) 発注者発議の場合

発注者発議の場合の様式一覧および様式は以下の通り。なお、様式2, 4, 4-1は請負者発議と同じのため、省略した。

表 2 様式一覧

様式	提出書類名	提出・通知者	受領者	時期・備考
1-2	単品スライド請求書 (発注者請求用)	発注者 (契約担当)	請負者	工期末の1ヶ月前までに請求 なお、繰越・債務工事で出来形部分を対象とする場合は出来形検査前に請求
1-3	スライド額通知書	発注者 (契約担当)	請負者	繰越・債務工事など請求時に請求スライド額が確定しておらず、様式1-2「単品スライド請求書」にスライド額が記載できなかった場合、協議開始日の14日前までに通知
2	対象材料報告書(燃料油以外)	請負者	発注者 (監督員)	発注者が算定したスライド額及び対象材料に対し、異議のある場合、協議開始日までに提出
4	(単品スライド条項に基づく) 契約変更協議書	発注者 (契約担当)	請負者	協議開始日から14日以内 ※請負者請求の場合と同じ様式
4-1	対象材料内訳表	発注者 (契約担当) 監督員作成	請負者	「様式1-2」又は「様式1-3」 (発注者が算定したスライド額の通知時) 、及び「様式4」に添付 ※請負者請求の場合と同じ様式
5-1	(単品スライド) 請求書取下げ書	発注者 (契約担当)	請負者	発注者が単品スライド条項適用外と判断した場合通知
	納品書、請求書、領収書	請負者	発注者 (監督員)	「様式2」に添付

第 号  
年 月 日

様

企業庁長 印  
[ 所 長 ]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県企業庁公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 26 条第 5 項の規定に基づき、当該工事に係る主要な工事材料の変動額が請負代金額の 1000 分の 10 を超える額について請負代金額の変更を請求します。

また、約款第 26 条第 8 項に定める当該協議開始日は、下記のとおりとします。

（なお、請負代金額の変更減額に異議のある場合は、様式 2 「対象材料報告書」に証明書類を添付のうえ、提出してください。）

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

対 象 材 料

協 議 開 始 日

（請負代金額の変更減額 金 円）

※発注者が算定したスライド額が確定している場合は、（）内を記載する

第 号  
年 月 日

様

企 業 庁 長 印  
[ 所 長 ]

物価の変動に基づく請負代金額の変更減額について (通知)

年 月 日付けで請求したこのことについては、下記のとおり変更による請負代金額を定めたので、通知します。

なお、請負代金額の変更減額に異議のある場合は、様式 2 「対象材料報告書」に証明書類を添付のうえ、提出してください。

記

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

請負代金額の変更減額 金 (円)

担 当  
電 話

様式 5 - 1

第 号  
年 月 日

様

企 業 庁 長 印  
[ 所 長 ]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（取下げ）

年 月 日付けで行った愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 2 6 条第 5 項の規定に基づき請求については、取り下げます。

記

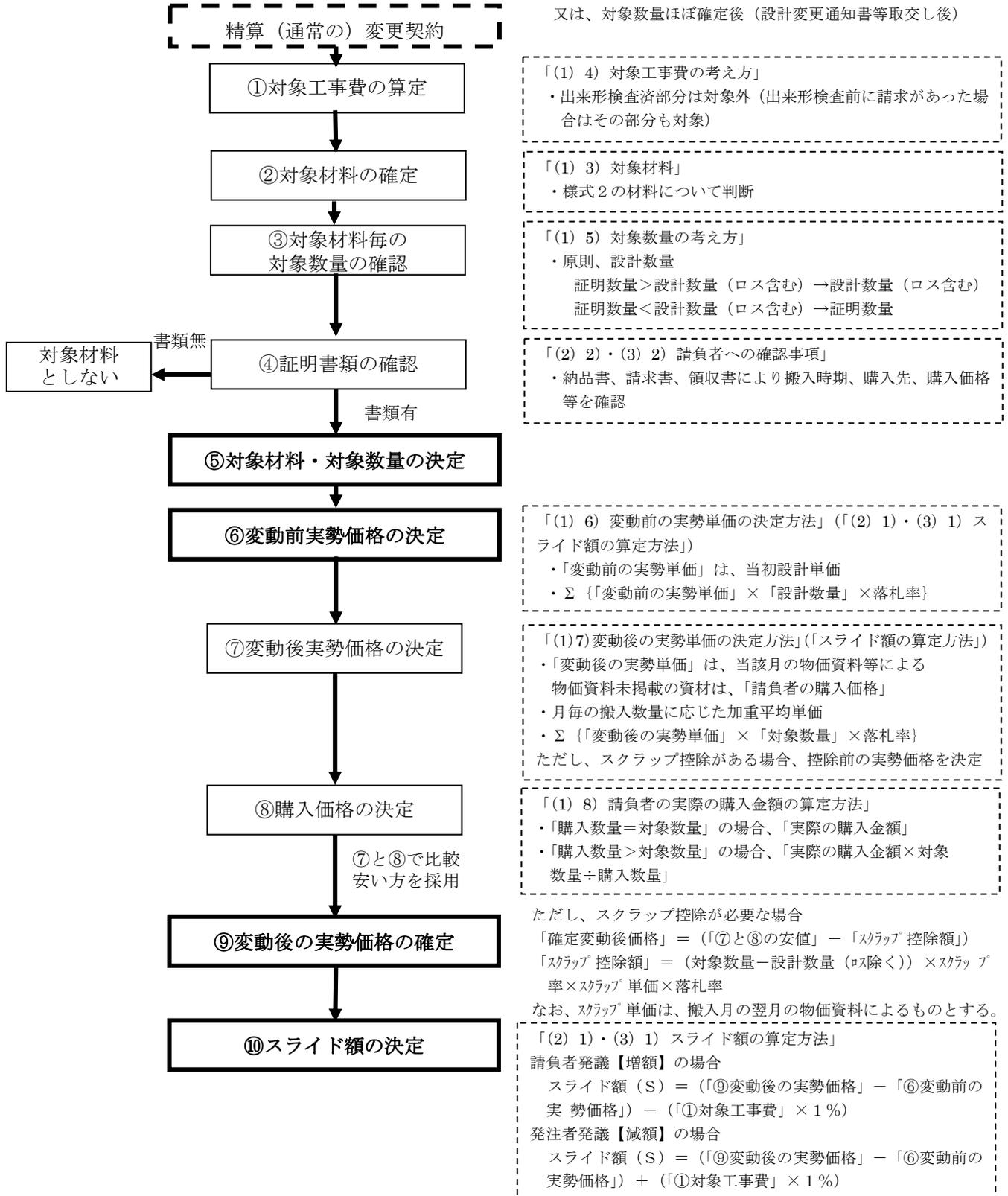
工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所

(7) その他

単品スライド額算定手順（鋼材類の場合）



請負者が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定する申し出があった場合は、申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

【具体的なフローは次ページ参照】

## 実際の購入金額の確認フロー

### 受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
    - ・ 対象品目及び対象材料を申出
    - ・ 実購入先を含まない2社以上の見積り提出
- 「実際の購入金額」が「実勢価格（落札率考慮）」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて

- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする。

### 第1段階

#### 発注者

- 対象材料ごとに以下を確認
    - ・ 「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる。

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

#### 実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

### 第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

#### 発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認
- <チェック項目>
- ①が②以内であることを確認
    - ① 「実際の購入金額の単価」  
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
    - ② 「実勢価格の単価（落札率考慮）+ 30%」  
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均+ 30%)
- ①か②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認
- <確認方法>各発注者の判断による
- 1) 発注者による見積り徴収
  - 2) 近隣工事における材料調達状況
  - 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング 等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

#### 実勢価格にて算出

実勢価格の単価（落札率考慮）の+30%は、発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

#### 実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが、発注者が入手できる情報・資料から確認できる。